

## 道州制特別区域基本方針の一部変更について【変更概要】

### 1 政府が講ずべき措置の期間延長

計画期間満了時の評価を踏まえ、計画期間の終期を「令和 12 年度末まで」に延長するため、該当部分を変更（本文の 3（2））。

### 2 その他

- ・ 措置の進捗を踏まえた追加・変更（別表 2 の 11、13、別表 3 の 1、10、14）。
- ・ その他法律の改正等に伴う所要の変更（別表 1 の 1、2、6、7、別表 2 の 4、別表 3 の 8）。